

◎新潟県告示第528号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納及び支払の事務を委託した。

令和7年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る公金の収納及び支払の事務
- 2 指定公金事務取扱者として指定をした日及び委託をした日
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
東日本信用漁業協同組合連合会	千葉県千葉市中央区新宿2丁目3番8号